

2010年 10月 21日

横須賀市長 吉田 雄人 様

2011 年度横須賀市予算に対する  
日本共産党市議会議員団の要望

日本共産党横須賀市議会議員団

団長	井 坂	新 哉
	ね ぎ し	か ず こ
	大 村	洋 子

## 2011年度予算要望書の提出にあたって

### はじめに

市長に就任され1年が経過しました。日頃から、市政運営にご尽力されておられることに対して敬意を表します。

さて、恒例となっておりますが、来年度予算編成にあたり、日本共産党横須賀市会議員団としての予算要望を提出いたします。今年吉田市長の2度目の予算編成ですが、2010年度予算の執行が半分終わった段階で、マニフェストの修正も図らなければならないと思います。また、基本計画の改定やそれに基づく3カ年の実施計画の策定と今後の市政運営の基本をなす予算編成となると思います。昨年の市長選挙、国政選挙で示された市民、国民の声にこたえた予算編成を期待いたします。

2009年度決算の認定に対するわが党の反対討論でも述べましたが、市長選挙で示された市民の閉塞感を打破してほしいという期待はいまなお高く、市政の変革を望んでいます。これまでの吉田市長の市政運営からは、市政を大きく変える改革の展望を見出すことはできません。

2010年度予算で障がい者の就労に関するものや学童に関するものなど、一定の前進が見られましたが、福祉・介護に関するものや市民病院問題では後退しており、米軍基地や原子力空母に対する吉田市長の姿勢においては原子力空母を受け入れた前市政と何ら変わりはありません。

行財政運営においても財政が厳しい状況は理解できますが、それ以上に厳しくなっている市民生活を根本から支えることが市政の役割であり、それを実現する予算編成を行ってこそ、多くの市民が期待した変化(チェンジ)を実感するのではないのでしょうか。

本日提出いたします予算要望書は日頃からわが議員団に寄せられた切実な市民の願いをまとめたものです。来年度予算に具体化されるようつよく要望いたします。また、この中には国政や県政に対するものや長期のとりくみが必要なものも含まれておりますが、市民要望の実現の方向性をくみとっていただき、予算編成に取り入れていただくよう切に願うものです。

# 1 介護・福祉・医療、くらし

## (一) 介護保険制度のもとで、市が公的役割を発揮して施策の拡充をはかる。

- ① 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定にあたってアンケート調査などもおこなうとしていますが、高齢者の実態を詳細に把握するとともに、介護者・従事者の実態もきめ細かく把握し、計画に反映させること。
- ② 介護度や要支援で決められたサービス量を超え、自費でサービスを受けていることが多くなっていると聞いている。その実態を各事業所などに問い合わせをし、自費を含めた介護の状況を把握すること。
- ③ 直営の地域包括支援センターを維持するとともに、地域包括支援センターの増設をはかり、きめ細かな介護予防事業を推進すること。地域包括支援センターで地域のネットワーク作りができるような体制の確保と情報提供などの支援を市として強化すること。
- ④ 地域包括支援センターが地域支援事業をもっと積極的に行えるよう支援するとともに支援事業費の増額をし、国にも増額を要求すること。
- ⑤ 生活保護水準にある介護被保険者の保険料と利用料の減免にあたっては、一般会計で負担し、国・県へ交付要求すること。
- ⑥ 在宅サービス利用料の減免対象者を生活保護水準の1.3倍とすること。低所得者対策のさらなる拡大をはかること。
- ⑦ 不足している通所や訪問のリハビリ等を確保するため、市として奨学金を設けるなど、作業療法士、理学療法士の養成に力を入れること。
- ⑧ 市立の特別養護老人ホーム・老人保健施設を建設し、高齢者福祉におけるサービス水準の維持向上や緊急対応など市民要望に応える公的役割を果たすこと。2000人を超える待機者を解消するため、次期計画では待機者を半減できる施設整備計画とすること。
- ⑨ 高齢者のグループホームの建設促進のため、設置費助成を行うこと。また、非営利団体が実施する場合は、運営費助成も行うこと。
- ⑩ 介護報酬の改定により施設の報酬はあがったが、それでも施設経営は苦しいと聞いている。市として調査をし、その実態を明らかにすること。また、介護報酬の増額状況やケアマネージャーやヘルパーなど介護施設に働く職員の労働状況などを市として把握し、必要があれば改善を求めること。また、国に対し現状を伝え、介護保険制度の改善を求めること。
- ⑪ 介護、障がい者、学童保育などの施設建設にあたっては、公有地の無償貸し付けなどの援助をおこない促進すること。また、市の方から不動産業界に協力を要請し物件の情報提供につとめること。

## (二) 高齢者が健康で、明るく、元気にくらせて、介護予防にも役立つように。

- ① 福祉電話を要望に応え増やす。緊急通報システムを早急に拡充すること。同居者が64歳以下でも要介護認定を受けていたり、知的障がい者などの場合もあるので、年齢で区切るのではなく、世帯の実情に合わせて利用できるように幅を持たせた運用に改善すること。また、設置費は無料に戻すこと。
- ② 地域での介護予防事業やネットワークを広げるために「いきいきふれあいサロン」などをもっと拡充すること。また、そのような取り組みを広げるために空き店舗などを借り上げ、地域商店街振興にも役立つような地域のふれあいの場を整備すること。
- ③ 高齢者が外出する機会を増やすことは介護予防の観点からも経済効果の観点からも重要であり、少しでも外出しやすい状況を作る必要がある。「はつらつシニアパス」購入助成を継続するとともに、助成費を増額して利用者負担を軽減すること。
- ④ 総合福祉会館の利用に限らず、各種市施設の高齢者利用料金を「受益者」負担論などの視点だけで考えるのではなく、病気予防や介護予防など広くとらえて、高齢者が元気に活動することを支援する立場から無料にすること。
- ⑤ はり・灸・マッサージ施術に対する助成制度であるシニアリフレッシュ事業をいっそう充実させること。

## (三) 障がい者（児）福祉を拡充し、ノーマライゼーションを推進する。

- ① 障がい者自立支援法の廃止を国に強く求めること。特に負担のあり方を応能負担とするよう求めること。
- ② 浦賀行政センター（コミュニティセンター）にエレベーターの設置を早急に進めること。
- ③ 本庁舎にマリンショップが開設されたが、地域作業所の製品を行政センターでも販売できるようにすること。また、公共施設を新設する時には地域作業所などの製品販売コーナーを設置し、関係部局が協力し推進に努めること。
- ④ 障がい者地域作業所に対する補助を引き続きおこなうこと。
- ⑤ 障がい者地域作業所に対する補助を以下のように拡充すること。
  - (1)障がい者地域作業所の安定的な運営と職員の安定確保を図れるよう、計画的に基本補助額を大幅に引き上げること。補助額の算定は定員を基準にすること。
  - (2)重度障がい者を多く受け入れているという実態から、運営要綱の職員の配置

基準を2名以上と改定し、補助金の算定基礎とすること。

- (3)耐震性の高い安全な建物を確保するという点で、家賃補助額の引き上げを図ると共に市の公共施設の提供を検討すること。
- (4)運営年数が長期化し、作業所の建物の老朽化等が進んでいることから、耐震補強、建替えのための補助金制度を創設すること。
- (5)地域作業所を運営する団体が地域作業所の確保のため建物を所有した場合、建設費補助や利子補給制度などの補助金制度を設けること。
- (6)作業所が福祉施設であるとの見解が消防庁からだされたことに伴い、消防設備の補助を設けること。
- ⑥ 障がい者の日常的なスポーツ要求に応えるために、指導者の養成・配置を積極的にすすめるとともに、施設の拡充を図る。また、身近な地域で障がい者が楽しめる余暇活動の場を広げること。
- ⑦ 08年度削減されたタクシー料金の一部やガソリンの一部助成を元に戻すこと。
- ⑧ 民間社会福祉施設への市の単独補助の減額を元に戻し、さらに増額すること。
- ⑨ 自閉症に対する正しい理解をひろげるとともに、授産施設、地域作業所等の福祉的就労施設の職員に対する自閉症をテーマとした研修会を市が実施し、受講を援助すること。
- ⑩ 福祉の水準を落とさないように努めるとともに、次のことを実施すること。
  - (1)施設やサービス事業者に対する苦情処理の対応を強化すること。特に入所施設については、家族や関係者が資料などの閲覧ができるなど情報の公開や施設運営の透明度を図るよう指導・監査すること。
  - (2)障がい者に対する相談体制を充実・強化し、専門職員であるケースワーカーを増員すること。
  - (3)サービス供給不足を早急に解消すること。施設やサービス事業者が利用者を選択するいわゆる「逆選択」が起きないように市として適切な指導体制を確立すること。特に施設入所については待機者が多いため、市が責任を持って施設整備を計画的におこなうこと。
  - (4)在宅サービスのヘルパー派遣の限度額基準の廃止と必要な予算をつけるよう国へ要求すること。
  - (5)障がい者の社会参加を広げるためにも、通勤にサービス利用ができるよう国に要請する。市としても就労援助金などの助成制度を拡充するなどの対応を検討すること。
- ⑪ 生活ホームに個室を確保するなどの質的向上を図るため、家賃補助の上限を引き上げるとともに、四分の三補助とすること。
- ⑫ 聴覚障がい者からの次の要望を実現すること。
  - (1)手話通訳者・要約筆記者を専門職として位置づけ、手話通訳報酬をさらに引

き上げること。

(2)距離によって異なる手話通訳者・要約筆記者の交通費を通訳料に含めて設定するのは合理性に欠ける。交通費の実費は別途市が負担すること。

(3)難聴者への要約筆記の派遣事業は、障がい者手帳を持っている人全部を派遣対象とすること。

(4)高齢の聴覚障がい者にも日常の安否確認をおこなう体制をとること。

⑬ 視覚障がい者からの次の要望を実現すること。

(1)市の施設への音声誘導装置の設置をひきつづきすすめること。また、設置については周辺居住者の理解が得られるよう市として、さまざまな工夫をすること。

(2)SPコードの普及に努め、市広報や公文書に記載するようにする。音声読み取り装置のカウンターへの設置をすすめるとともに、個人などで購入する場合には助成すること。

⑭ 透析のための通院介助の必要な人工透析者に対する通院介助のための移送サービスを創設すること。通院の送迎が必要な透析患者に対するタクシー利用券の支給枚数をさらに拡充すること。ガソリン券を復活させること。住宅のバリアフリー化をすすめるため、重度障がい者住宅設備改良費補助制度の大幅改善を行うこと。

⑮ 身体障がい者のショートステイを受け入れる施設の拡充を図ること。また、利用するためのハードルが高いといわれているが、利用しやすくなるよう市が関係者と調整するなど、特段の配慮をすること。

⑯ 区分認定に当たっては障がいの特性や個々の生活状況を認定に反映させるよう国に強く改善を求めること。また、市として支給決定に当たっては、利用者の意向を十分反映するとともに障がい者の生活を守るナショナルミニマムとしてその費用を増額するよう国に求めること。

⑰ 地域生活支援事業については、大幅に国の予算を増やすよう求めること。

⑱ 国連で採択された障がい者権利条約の批准を国に求めること。また、国の施策待ちにならないで、障がい者が参加した検討委員会などを設置し、障がい者権利条例の制定に向け具体的にとりくむこと。

⑲ 精神障がい者とその年老いた家族が生活困窮によって共倒れするのを防ぐため、生活保護受給への立ち上がり資金として「重度障がい者等福祉手当」を前借で運用できるようにするなど柔軟に対応できるよう改善すること。

⑳ 障がい者の雇用の促進を図るため、特例子会社を誘致するための予算が計上されたが確実に実現するようさらにつとめること。

㉑ 2009年度にはじめて、非常勤職員として知的障がい者を市役所で雇用したが、精神障がい者を含め、さらに雇用が広がるよう努めること。

- ㉒ 障がい者の就労促進のため、市の施設の特性を考慮しながら、指定管理者などの業務委託要件に障がい者雇用を義務付けること。また、障がい者雇用の観点から、施設の内容に応じて指定管理者として都市施設公社を指名するなどの工夫をすること。
- ㉓ 児童相談所の受け皿となる重症心身障がい児の入所施設の設置について、08年に策定された計画に入っているが、これまでのとりくみや民設民営に限定したすすめ方では実現の可能性は薄いと見られる。一刻も猶予ならない事態を考え、市として建設することも選択肢に入れ強力にすすめること。
- ㉔ 重症心身障がい児者に対するサービス供給体制が不十分であるため、早期に改善を図ること。また、重症心身障がい児者の緊急一時入所のニーズに対応できていない状況を早期に改善するため、市民病院、うわまち病院などを緊急措置として活用するなどの対応を行うこと。
- ㉕ 県は重度障がい者医療補助制度に一部負担金の導入を盛り込んだが、制度の後退について県に撤回を求めること。また、一部負担金は徴収しない。そして、助成対象を精神障がい者にも拡大するように県に要望するとともに市としても対応すること。
- ㉖ 点字図書館が総合福祉会館に移動したことを踏まえ、さらなる充実に努めること。

#### (四) 子育て支援を強化し、子どものしあわせを守る。

- ① 乳幼児の医療費無料化については、義務教育終了までをめざし、当面小学校3年生まで拡大すること。一部負担金は徴収しない姿勢を貫くこと。また、医療費無料化を国の制度にするよう求めること。
- ② 保育園の待機乳幼児を解消できるよう増設につとめること。少子化対策の要となる保育所の充実を重点施策としてすすめること。保育料の父母負担の軽減をすすめるとともに、職員の体制を充実して、零歳児保育のいっそうの拡充、保育園の時間をさらに延長するなど充実させること。私立保育所に対する助成を抜本的に増額すること。
- ③ 保育園再編計画にある公立保育園の民営化の方針をやめること。
- ④ 共同運営の学童保育について以下の要望を実現すること。
  - (1) 運営補助の充実を含めた支援をさらに拡充し、全国で一番高い保護者負担を現在の半額にするよう努めること。
  - (2) 家賃については公共施設利用が難しい場合は、公共施設を利用している学童保育と格差が生じないように、全額を補助すること。

- (3) 各学童保育所で行っているひとり親世帯に対する軽減分の助成を拡充すること。
- (4) 諏訪小学校の改築に当たっては、学童保育の施設の確保につとめること。
- ⑤ 学童保育の設置・運営に対する公設民営方式の導入について検討をはじめること。

**(五) 市民病院の診療体制を回復・充実させるとともに、後期高齢者医療保険制度の撤廃を要求する。**

- ① 4月からの指定管理者への移行によって診療体制が大幅に縮小したことは、市の説明とも大きく違っている。重大な責任を自覚して診療体制の回復と充実にとりくむよう強く求める。
  - (1) 産科の休診は少子化に拍車をかけるとともに、市民に大きな不安を与えている。産科再開にむけて最優先でとりくむこと。
  - (2) 入院休止の4つの診療科の医師をはじめ、看護師等の確保は待ったなしの課題である。指定管理者任せにしないで市としても全力をあげること。
  - (3) 障がい者医療の対応など、市民のニーズを踏まえた診療体制の充実を図ること。
  - (4) 病院会計の透明性を図るため、地域医療振興協会の決算書を含むすべての資料を公開すること。
  - (5) 指定管理者移行前と移行後での病院事業会計の比較ができるよう、細部にわたる資料作成に努めること。
- ② 生活保護受給者の医療扶助を「医療証方式」にするよう国に強く要望すること。
- ③ 国民健康保険料の減免制度は現在、他課との連携をはかりながら生活困窮減免としても対応しているが、社会情勢の流動により被保健者の生活実態の急激な悪化や収入の激変が事実としてあるので、さらに実態に即したものとするため所得の激減した世帯にも柔軟に対応できるよう運用を改善すること。
- ④ 介護保険料、国保保険料滞納者に対して実情を深く把握して適切な納付相談をすること。また、納付相談員や職員が直接、本人と接触しないまま資格証を発行するやり方を改めること。納付相談をもっと充実させるため、職員の増員をはかること。また、資格証とは何かの説明を直接本人にしないまま発行することもやめること。
- ⑤ 組合国民健康保険に対する事務費補助を継続し、拡充すること。
- ⑥ 国の医療制度改革は、医療を抑制し、市民負担を増やす内容のため、市民の生活と健康に大きな打撃を与えている。市として早期の見直しを求めること。後



期高齢者医療保険制度は高齢者に対する差別医療という人道的にも許されない重大な欠陥があるので、すぐに廃止し、当面、元に戻すよう国に求めること。

#### (六) 市民のくらしを守るひらかれた行政を。

- ① 消費税は所得の低い人ほど重くなる最悪の大衆課税制度であり、福祉の充実には最も向かない税制です。地方財政の拡充との名目で消費税増税が論議されているが、消費税に頼らない地方財政の拡充を国に求めること。また、食料品・生活必需品の非課税を国に求めること。
- ② 生活保護に従事するケースワーカーに欠員がでないよう充足すること。年度途中で増員が必要になったとき、すぐに補充できるよう職員配置を検討すること。
- ③ 生活保護費の老齢加算の復活を国に要望すること。
- ④ ごみ処理は市と市民が協力して行うもので、特にごみの減量化には市民の協力が欠かせない。家庭用ゴミ収集の有料化は市民の協力が得にくくなるなど、減量化に逆行する恐れがあるので絶対におこなわないこと。
- ⑤ 各種サービスが「受益者」負担の適正化と称して有料化など市民に負担転嫁されているが、財政運営の観点だけでなく公共が果たす役割や行政目的などを十分に考慮すること。これ以上市民負担を増やす料金の値上げは行わないこと。
- ⑥ 地方交付税制度は、自治体が住民にナショナルミニマムを提供することを財源の面から保障するものであり、地方の自主財源であることをはっきりさせ、国に拡充するよう求めること。また、臨時財政対策債による交付税の代替措置はやめるよう求めること。また三位一体の改革と称して削減された交付金については国に補てんを求めるとともに、財政需要が適切に積み上げられるよう基準財政需要額の算定について自治体の意見を反映するよう国に求めること。
- ⑦ 市財政を充実させる立場からも、横須賀の経済的發展を阻害している米軍基地の返還を強く求めること。返還されるまでは基地交付金の大幅増額を国に要求すること。その際基地の存在による損失額などを算定し、増額要求の根拠を明らかにして臨むこと。
- ⑧ 市の各種審議会などの女性委員の比率を、審議会等の設置及び運営に関する要綱に「30パーセント以上を目標とする」と規定してあるように、その実現を図ること。

## 2 教育・文化・スポーツ

### (一) 憲法に基づいて教育条件の拡充につとめる。

- ① 「国旗」「国歌」が学習指導要領に基づいた指導であっても処分まで持ち出し職務命令で押しつけ・強制するやり方は教育の場に相応しくない。教育の条理が失われ、学校に明るさが失われている現状を直視し、教職員にも、生徒児童にも押しつけはやめる。
- ② 「子どもの権利条約」はこれまでの子ども観の変革をも要求するものである。しかし、子どもを取り巻く環境はますます悪化している。国連から勧告されているように早急な改善が必要である。「子どもの権利条例」を制定し、子どもの健やかな成長を保障する礎にすること。
- ③ 少人数学級編成は全国的にも大きな流れになっている。国は来年度から35人学級に踏み出す計画を発表しているが、30人以下学級の早期実現にむけていっそう努力すること。
- ④ 不登校児童・生徒の学習の機会を学習権の保障という見地から不登校児童・生徒の気持ちに寄り添った対応策を強めること。連携・協力関係にある民間団体に対しては多様な形で充実させるとともに、保護者負担を軽減できるように財政的支援を拡充すること。
- ⑤ 教育の場にふさわしい職員会議のあり方が求められる。都教委のように挙手や多数決を禁じたりすることはあってはならない。校務の運営が適切かつ円滑であり、創造性豊かな学校運営のためにも職員会議の民主的運営がつらぬかれるよう配慮すること。
- ⑥ 教員免許更新制度に反対し、制度の撤回を求めること。
- ⑦ 環境問題はますます重要性を増し、そのとりくみも前進してきている。各学校の環境教育の取り組みを交流しあう場の提供を作るなどして、今まで以上に環境教育の拡充に努めること。
- ⑧ 学校選択制は、休止・廃止を含めて見直し検討すること。
- ⑨ 全国一斉学力テストは新政権によって抽出調査となったが、市としては参加を取りやめること。また、テストの結果の利用については順位付けなど競争を煽るようなことのないよう慎重に配慮すること。

### (二) 小・中学校の施設を改善し、明るい学校づくりをすすめる。

- ① 学校給食の自校方式を守るとともに、民間委託はおこなわないこと。食育が取

り上げられているが、給食を教育の一環としていっそう充実させること。給食調理員の待遇改善をすすめること。

- ② 中学校の完全給食の実施をめざし、検討委員会（仮称）を設置し、具体化のための検討をはじめること。
- ③ 雨漏りの修理、床の張り替え、防犯夜間照明など学校現場からの要望をきめ細かく調査し、その要望には優先して応えられるよう、学校の修繕費、管理運営費を増額すること。
- ④ 格差社会が拡大し、保護者の経済状況が悪化している。経済格差が教育格差にならないよう、教育予算を十分に保障し、義務教育無償の原則をつらぬくこと。また、こうした立場から公費負担とすべきものの標準を見直すこと。
- ⑤ 学校プールの全校設置を早期に実現すること。さしあたり、学校プールのない学校には利用しているプールまでの距離が長い場合にはバスの配置を増やすなど、ひきつづき現場の要望にこたえること。
- ⑥ 各学校のトイレ（第二系列）改修をすすめること。

### （三）障がい児教育の充実をはかる。

- ① 同性介護の視点から男性介助員を増員すること。ハローワークなど広く公募を呼びかけるとともに、介助員の待遇改善をはかること。
- ② 市立養護学校の教員は専門教育を履修した教師を重視した配置を検討すること。また普通校からの転任の場合は、十分な研修や専門的な教育を転任に先行しておこない、受講者の中から転任者を決めるなど工夫・検討すること。

### （四）高校教育の改善と充実をはかる。

- ① 全日制高校への進学率を向上させるため、公立全日制の募集枠を拡大することなど、希望者が全員進学できるよう県と協議する中で努力すること。
- ② 私立高校への助成を引続き増額し、父母負担を軽減すること。保護者の経済的理由で退学する生徒がでないよう特別に配慮すること。また、公立高校授業料の無償化が実施されたが、修業年限を3年に限定しないようにすること。また、私立高校も実質無償化されるよう国に要請するとともに、県とも協議して努力すること。
- ③ 授業料の無償化にともない、市立学校の授業料等に関する条例第6条の滞納者の措置に関わる規定を削除すること。もともと授業料の滞納は多くの場合当該

生徒の責任ではないので、滞納を理由に生徒の学習権を侵したり、指導上好ましくない制裁的措置をとることは教育の条理になじまない。教育にかかわる条例は教育の条理を最優先すべきである。

- ④ 市の奨学制度を充実させること。経済的理由で勉学の機会が失われることのないよう奨学金を受ける資格をもって応募した生徒にはすべて受けられるよう制度の拡充をはかること。

#### (五) 社会教育の充実をはかる。

- ① 図書館の蔵書をふやし、図書司書も増員し、市民ニーズに応えるよう充実させるとともに、民間委託や指定管理者の導入は行わないこと。
- ② (仮称)西図書館の建設をすすめるとともに、返却ポストの拡充など図書館ネットワークのいっそうの充実をはかること。
- ③ 市民の多様な旧公民館利用のニーズに応えるため、行政センターの地域コミュニティ担当が地域活動の強化・継続性の保持をはかれるようにすること。また、公民館・自治活センターのコミュニティーセンターへの統合で施設・駐車場利用の有料化をおこなわないこと。
- ④ みんなの家などの図書を増やし地域児童文庫として充実させること。
- ⑤ 博物館をいっそう発展させるため、学芸員の研究の継続性、自主性と専門性が尊重され、力が十分発揮されるよう収蔵庫の拡張など環境を整えること。

#### (六) スポーツ振興と余暇施設を充実する。

- ① 公認五十メートル市営プールを建設すること。
- ② 運動公園や体育館の利用者は施設利用料を支払っています。図書館と読書室の関係のように駐車場は運動公園や体育館と一体のものであり、駐車場の利用はいわゆる「受益」にはあたりません。健康都市よこすかづくりのためにも駐車場は無料に戻すこと。
- ③ 多くの自治体では公の施設の高齢者などの使用料を減免しております。それはこうしたサービスが高齢者の健康状態の良好な維持に寄与し、介護や医療にかかる費用の節減に繋がって市全体としてみると財政に還元してくるという考え方(クロスセクターベネフィット)も評価されているからです。財政部や健康福祉部など関係部局とよく協議して、使用料のあり方を再検討し、しょうぶ園、プール等、市の施設を障がい者(含介護付添人)や高齢者、児童が個人使

用の場合でも無料で利用できるようにすること。

- ④ 市のすべてのスポーツ施設のバリアフリー化をさらに推進すること。

### 3 防災、まちづくり、環境

(一) 都市計画への市民参加を保障し、住みよいまちづくりを市民とともにすすめる。

- ① 住友重機浦賀工場が閉鎖されて6年半となる。西岸のプロムナード計画が進んでいることや住重からの敷地提供により広場がオープンしたことは前進であるが、跡地全体の今後の方向性が不透明である。浦賀のまちづくりを横須賀のまちづくりの“目玉”と位置付け計画をすすめることが重要である。このようなスタンスで住友重機とは交渉をすすめできる限り土地の無償提供を求めること。
- ② 開発行為の指導にあたっては住民と行為者の間に入って合意形成が図られるよう最大の努力をすること。行為者は法令や条例等に長けているが住民からは「寝耳に水」「知らなかった」という声をよく聞く。したがって市は今後も「住民に軸足を置く」姿勢を堅持すること。また、昨今の経済不況により行為者の経営状況が急変し、市内にも建設工事を途中で投げだしている開発現場が多々見受けられる。早急に、国、県とも協議してこのようなことがおこらないよう対策をすすめること。
- ③ 東京湾口横断道路計画については、国は「計画自体を廃止したわけではない」としてはいますが、市としてはキッパリと廃止の立場に立つこと。
- ④ 金田湾沖への首都圏第三空港の立地は、環境、安全、財政、アクセスなど多岐にわたる問題が存在しており、また住民にとって必要性が乏しく合意も得られていない。候補地の要望を取り下げ、誘致活動はやめること。

(二) 市民参加で環境行政を推進する。

- ① 三浦市と行うゴミ処理広域化は、資源化を推進し、焼却・埋立処理をできるだけ減らしていくという目標を維持するとともに市民への情報提供を積極的にすすめる、市民とともにごみ問題にとり組むこと。本市ではバイオガス化を進めると同時に、植木せん定材の堆肥化など、焼却や埋立処分量の減量にいっそう全力でとりくむこと。廃プラスチックゴミのサーマルリサイクルは見直すこと。

- ② 芦名地区産業廃棄物最終処分場について、市として処理水を公共下水道に接続している問題、廃止問題、道路移管問題、さらにしゃ水シートが破れたり、寿命によって有害物が漏洩したときの問題などに対し、どのように対処するか研究・検討すること。
- ③ 健康福祉部、町内会・自治会と連携し、高齢者世帯に対応したゴミ分別収集、ゴミ持ち出しサービスの実施に踏み出すこと。

### (三) 公園・緑地を整備し、環境保全につとめる。

- ① 緑地の保全と創造につとめ景観重視の美しいまち・風格を備えたまちづくりにむかって私権制限を含むルールを制度的にも確立してとりくむこと。また生産緑地（市街化区域の長期営農地）の必要な買収財源のためにも緑基金の積立を当初の趣旨に従って再開すること。
- ② 公園や河川・水路等の維持管理を民間委託でおこなっているが、良好な管理となるよう入札時の提示条件と適正価格に配慮すること。業務管理についてはパトロールやチェック体制を強化すること。
- ③ 谷戸や法地の階段歩道に手すりを設置することはお年よりや体の不自由な方にとっては欠かせない。私道に8割助成の制度があるが政策上の措置として全額市費で設置すること。

### (四) 便利で快適なくらし、防災と安心のまちづくりを。

- ② エレベーターの未設置駅は京急逸見駅のみとなった。逸見駅周辺の道路整備の促進を図り、実現への道を開くこと。
- ② JRに働きかけ、久里浜駅南側の引き込み線の廃止・撤去を含め、通行者に迷惑が及ばないようにすること。
- ③ 交通渋滞を引き起こすような場所への大型店の立地を規制できるような土地利用（ゾーニング）を検討すること。
- ④ 津久井のみかん園・いちご園・いも掘りなどで観光バスを含め訪れる人は大変多い。津久井高田橋～牛込間の市道拡幅については交流人口の増加と「農村活性化」などの観点からも必要幅員確保のためのセットバックを農地の無償提供を含む手法をとるなど、高田橋まで道路整備をした見事な実績を持つ市が音頭をとって地元の地主や関係者と協議をすすめる実現をはかること。
- ⑤ 「安浦下浦線」の整備がすすみ、しらとり園前から一方通行村岡橋経由グリーン

ンハイツ、京急長沢駅方面入口に信号も設置されたが、村岡橋に入る道路は角度がきつく歩行者と車がすれすれで行き違う危険な状態が放置されたままになっている。早急に村岡橋の拡幅と橋の角度を改善すること。

- ⑥ 長沢2丁目、野比1丁目（五明山入り口）の京急踏切を早急に拡幅すること。
- ⑦ 佐原の三浦一族の記念塚の整備と案内板の設置など文化財としてしっかり位置づけること。
- ⑧ 京急バスの継続乗り継ぎ（鴨居から久里浜。林経由市民病院行きなど）制度がないので料金負担が多くなる。継続乗り継ぎ扱いの実現をはかること。
- ⑨ 佐島から国道路線に出てバスに乗り換える場合の時間接続を行うことと（市民病院の）朝の診療時間は特段の配慮をするよう京急と協議すること。
- ⑩ ノンステップバスは公費負担の導入で30台程が走っているが、事業者の独自の努力も要請して増車をはかること。
- ⑪ 「家賃の安い市営住宅に入りたい」「何度か応募しているが、落選ばかりだ」という市民からの声がある。市営住宅の絶対量が足りない。市営住宅の建設・確保に力をいれること。
- ⑫ マンションの耐震化改修への助成を急ぎ具体化すること。
- ⑬ いわゆる「過剰投資」状態などの水道事業における諸問題は国の政策誘導によるところが多く、主要な責任は国にある。現行の水道料金水準を維持するために、起債融資条件等の改善や地方交付税措置の拡充などをひきつづき国に強く働きかけること。
- ⑭ 大口需要者の進出時には大口径管の敷設や給水に万全を期してきたが、投資資産の未償却の状態である企業の移転・撤退がおこなわれると、その負担は市民が負うことになる。大口需要者である企業の移転・撤退に伴う企業負担のあり方について、（例えば、当該投資資産の減価償却残存部分についての一定率負担を要求するなど）ルールづくりを検討すること。また、国にも検討を求めること。
- ⑮ 水道水の需要増加が見込めないもとの、過剰施設をかかえた形となっている。上水道・下水道とも料金体系に月料500トン以上にもランクを設け累進制を高度化して、一般家庭料金の値上げを抑えること。また、ひとり暮らし高齢者などの負担を実情に合わせるために、基本水量を月8トン以下に引き下げること。
- ⑯ 公道に個人住宅用の水道管を敷設する場合は給水者の責任で敷設すること。
- ⑰ 合流式下水道改善事業は、既に着手されているところではあるが、料金収入に反映しない純支出事業である。環境対策事業であることから基本的に国の負担とし、また、分流化についても同様に努め、下水料金の値上げにつながらないようにすること。
- ⑱ 消防広域化に反対するとともに、「消防力の整備基準」の人員数の達成に特段の努力をすること。

## 4 産業と地域経済

### (一) 大企業の社会的責任を果たさせ、正規雇用拡大、地域経済を守る。

- ① 大企業の進出・移転・撤退・リストラなどが大企業の思い通りにすすめられているところに問題がある。企業動向については早期の情報把握につとめること。市の奨励策は市民と中小企業の支援に重点をシフトすること。
- ② 市が奨励金（企業等立地・企業等拡大再投資）を交付した企業で、常用社員を雇用した場合に市は、さらに奨励金を交付することを決めているが、これまで雇用についての奨励金は一件も出ていない。交付にあたって雇用計画の提出を求めること。また、奨励金の費用対効果を検証し、何らかの形で公表すること。
- ③ 大企業は絶えず企業戦略・企業戦術を立てて、自らの意思によって活動するものであって、大手企業の拡大再投資は自己責任でおこなう能力を十分に持っている。この大企業への奨励金は直ちにやめて、中小企業へは最低投資額を引き下げるなど、支援の軸足を中小企業に置くこと。
- ④ 「規制緩和」政策で不安定雇用者が急増して、ワーキングプア問題は社会問題となっている。相談をしたいと考えている市民に迅速に対応できるよう、すでにすすめている各相談窓口の情報交換のための連絡会を強化すること。国のワンストップサービスのとりくみを生かして、特別窓口を設置するなど市民の相談にのること。
- ⑤ 市発注工事、物品購入など市内中小業者優先発注を堅持すると共に、各部局にも市内中小業者優先発注を徹底すること。また、分離分割発注は市内業者が受注すれば税込増として循環することも考慮し、全体として地域経済を活性化させる立場から促進すること。

### (二) 農・漁業を振興する。

- ① 食料の自給率向上、食の安全という観点に立つとともに、「地産地消」の取り組みを本格的に支援すること。
- ② 都市農業・近海漁業の重要な役割を評価し、継続発展のため支援策を抜本的に強化すること。農業・漁業体験を小中学生のときからできるようにして、一次産業の大切さを学べるようにすること。後継者育成について農協・漁協などとも協議をすすめ、「地域担い手育成総合支援協議会」の充実をはかること。
- ③ 相模湾の原潜行動（訓練）区域の解消を国に要求すること。



### (三) 中小企業・商店の営業を守るとともに、地域経済の基盤を強化する。

- ① 大型店の出店計画または変更は事前協議を求め、関係商店会の意向を汲み入れ、事前事後の影響調査を徹底すること。また、大型店出店問題を地域のまちづくりの視点からも検討し、お年寄りが安心して買い物ができるかなどを含め、周辺環境への影響調査を義務づけるなどのルールをつくること。そして大型店の出店によって地域の生活環境が壊されないようにするとともに、地域の商店街がまちづくりに果たしている役割をいっそう発揮できるようにして地域商店街の振興をはかること。
- ② 「地域経済活性化基本条例」を早期に制定すること。また、県の「中小企業活性化推進条例」を活用し、市としても総合的な中小企業振興策を抜本的に強化すること。
- ③ 他都市でも公契約条例の制定が進んでいることを踏まえ、国の法整備を待つという姿勢を改め、公契約条例の制定を進めること。
- ④ 地元小売商店振興策を抜本的に充実すること。商店街の空き店舗対策、商店街の活性化事業補助及び地域商店街における地域商業振興ビジョンの策定、中小企業団体共同施設補助などをすすめ、関係者とともに実現に努力すること。

## 5 非核・平和、基地問題

### (一) 有事体制に反対し、平和憲法・軍転法に徹した市政運営を。

- ① 憲法 99 条の憲法擁護義務を負う公務員として、また憲法に依拠した軍転法を市是とする横須賀市長として、第 9 条をはじめとする平和憲法を擁護する立場を明確にすること
- ② 「国民保護計画」の策定は、戦時態勢づくりにつながるものであり中止すること。国際紛争を武力ではなく話し合いで解決するという世界の流れからみても、また政府自身も認めているようにいまの日本に武力攻撃事態が想定される可能性はないので、この「国民保護計画」に関連する予算措置をおこなわないこと。
- ③ 米軍基地の存在は旧軍転法の趣旨に反している。武力によらない世界平和の実現を目指した日本国憲法に基づいて「平和日本実現の理想達成に寄与すること」を目的とするとうたっている「軍転法」の立場から基地対策を強化すること。軍転法の趣旨に合わない基地の観光化政策などは直ちに止めること。「日米親善よこすかスプリングフェスタ」や「よこすかみこしパレード」などと基地を関係させ

ないようにすること。

- ④ 戦前、戦後の暮らしや戦災などの貴重な資料を散逸から守るとともに、貝山地下壕など戦跡の保存につとめ、反核平和に関する資料とともに収集・管理・展示の諸活動を充実発展させること。
- ⑤ 米空母の横須賀母港化にあたり核持ち込みを容認した核密約が存在していたことが米国の公開文書によって明らかにされている。新政権は暗黙の了解などと言いながら、密約問題を曖昧にしておき、市長もそれを了としている。密約が破棄されない以上、米国に核持ち込みの権利が継続することになり、今後も横須賀への核持ち込みがなされる可能性がある。「核兵器廃絶・平和都市」宣言をしている責務として、市の姿勢を積極的に示し、核密約の廃棄を要求するとともに、非核三原則の法制化を国に強く要請すること。
- ⑥ オバマ新大統領のプラハでの演説や鳩山前首相の国連での演説などに見られるように「核兵器のない世界を」の声が世界の大きな流れとなって加速してきている。この時期に新市長を誕生させた横須賀から、この流れを促進する立場に立って、核兵器廃絶の声を上げることは大変大きな意義を持つものであり、基地・平和問題で市民が期待する「チェンジ」にも合致する。2010年の核不拡散条約（NPT）再検討会議の結果を踏まえて、横須賀市長として核兵器廃絶のイニシアチブを発揮すること。また、平和市長会に参加すること。
- ⑦ 『軍転市』にふさわしい横須賀づくりをすすめるために軍需産業の誘致をしないこと

## （二）原子力空母の横須賀配備を撤回するとともに、基地返還を促進する。

- ① ジョージ・ワシントンの火災事故、乗組員の殺人事件関与、原潜ヒューストンの放射能たれ流しなど、ファクトシートの安全説明が完全に破たんしている。新政権になっても以前とかわらないので原子力空母の横須賀配備を撤回するよう国に求めること。原子力空母母港化の是非を問う住民投票をおこない、住民の総意を尊重すること。
- ② 第七艦隊のすべての艦船の母港取り消しを要求すること。
- ③ 長井住宅跡地の通信施設の早期返還を求めること。
- ④ 日米地位協定第2条3項では「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討する」としている。水上機の滑走水域として設定された漁業制限水域は、水上機がないもとでは必要がないと思われるが、国にこの確認を改めて米軍に

- 求めるよう要求し、制限水域の解消を求めること。
- ⑤ 相模湾の原潜行動（訓練）区域の解消を国に要求すること。
  - ⑥ 旧軍港市転換法は「平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的」としている。関東自動車の工場用地を自衛隊が取得することや市営長浦埠頭の自衛隊使用などは、自衛隊基地の強化・拡張につながり「軍転法」がめざした都市像に逆行することになる。今後これ以上の基地機能の強化・拡張がされないよう防止策を講ずること。また、「軍転法」の適用を回避して、所管替えによる防衛施設の拡大を認めないこと。
  - ⑦ 大矢部弾薬庫跡地の文化財調査を早期に実施するとともに、利用計画を市民参加で作成すること。横須賀市への無償譲渡を国に求め、市民本位の利用ができるようにすること。
  - ⑧ 米軍基地に対して住民参加で跡地利用計画をつくり、都市計画決定をすること。計画の実現のため関係機関に基地返還を積極的に働きかけること。

### （三）基地被害から市民を守り、市財政負担をなくす。

- ① 原子力にかかわる事件・事故は人体に影響があるかないかで判断するのではなく、どんな些細なことでも報告し、その原因を明らかにすることが安全性の強化につながる。この観点から原子力軍艦に関連する事件・事故について、情報の公開と原因究明を徹底的に行うよう国と米軍に求めること。
- ② 原子力空母のメンテナンスは、エードメモワール違反であり、直ちにやめるよう米軍に求めること。
- ③ 市の原子力防災対策は地域防災基本計画に定められた内容で行うことが基本である。根拠法令もない米軍との防災訓練などは、地域防災基本計画に基づいた訓練に改めるようにすること。また、応急対応範囲とファクトシートの記述の違いの改善については、原子力安全委員会に諮問するなど、専門家の検証が必要である。米軍に詳細な情報公開を求めるとともに原子力安全委員会での十分な検討が行われるように国に求めること。
- ③ 池子米軍住宅や吉井の米軍居住のマンションなどで、朝・夕の米軍人軍属の移動について、交通量を調査し、渋滞を起こさないようさらなる対策の強化を求めること。
- ④ 「テロ対策」と称して実施している原潜入港通告の非公開臨時措置をやめること。
- ⑤ 原子力艦船に対する防災対策は、少なくとも国内の原子力発電所の防災対策と同等以上のものにするよう国に要求すること。

- ⑥ ごみ・排水処理など米軍基地の公害防止のため市独自の立ち入り調査を要求し市民生活に関する国内法を遵守させること。
- ⑦ 米軍基地内での油もれ事故が原因不明のままになっているものが多い。原因の徹底究明、再発防止策を厳しく要求し、公表させること。
- ⑧ 米軍人の市内居住に反対し、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう国に要求する。また、米軍がすすめている民間住宅提携プログラム（R P P）は実質的な基地拡張であり、市財政負担の増大にもつながること、米兵犯罪を根絶する観点からも、市に権限がないとはいえ、反対の意思をハッキリと示すこと。
- ⑨ 米軍の水道料金の共同住宅扱いの適用について、一昨年に廃止を求めたとのことであるが、実現できるようさらに努力すること。
- ⑩ 市民税を納入せず市内に居住している米軍人、軍属のゴミ処理、し尿処理、下水道の料金は処理コスト（施設建設、管理運営、人件費などを含む）で算出した実費を要求すること。これらのコストに市費が投入されているが米軍人・軍属はこの分の負担を免れている。それを市民が負担しなければならない理由はない。
- ⑪ 地位協定の改善は運用の改善ではなく、抜本の見直しを国に要求する。とくに屈辱的な刑事裁判権規定を改めることや日本側の立ち入り調査権を設けること、第一次裁判権の放棄を指示した法務省通達の破棄などをつよく国に要求すること。
- ⑫ 米兵による痛ましい事件が後を絶たない。米兵犯罪根絶のためには、「友好関係」を断絶するなどの厳しい対応が求められる。事件が根絶できない場合は長期の夜間外出禁止措置など申し入れることや被害実態の把握、犯罪白書の作成などを行うこと。米兵犯罪の被害者に対して、被害者の立場に立って相談をするなど、支援をすること。
- ⑬ 基地交付金は固定資産税額に見合う額とされていたが、長期にわたって据え置かれている。自衛隊基地の全ての施設を交付金算定の対象にさせるとともに、基地交付金を大幅に引き上げるよう要求すること。その際基地の存在による損失額などを算定し、増額要求の根拠を明らかにして臨むこと。